

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

台伊租税協定の紹介（上）

長期の推進を経て、台湾及びイタリアが締結した「所得税の二重課税回避及び脱税防止協定（Agreement for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Income）」（以下「台伊租税協定」又は「協定」という）は、2015年12月31日に発効した。これは、台湾における第29個発効した全面的所得税協定である¹。台伊租税協定が発効後、2016年1月1日から取得する税金は直ちに適用できる。この協定の旨は、収入元である国家から各種の所得に対し、適切な税金免除措置を提供し、二重課税を消し、納税の負担を減少することである。この故、この協定の発効は、台湾とイタリア間の貿易投資による往来に対し、助力となるものとする。

このほか、台湾とイタリア間の租税協定への締結は過去にないものである。双方は、情報交換の機制をもっていないため、イタリアは、台湾を「タックスヘブンのブラックリスト」に掲げ、イタリア商人と台湾商人間の取引に対し、より多くの税務行政要求を定め、イタリア商人の台湾商人との取引をする意思に影響を与えた。この協定が発効した後、イタリアが台湾をそのブラックリストから削除することへの協力を期待できる。本文は、台伊租税協定の概要を説明し、参考として提供する。

一、適用範囲（協定第1条及び第2条）

1. 適用対象

個人及び企業を含む、一方又は双方領域の居住者の身分をもつ者。

2. 適用税目

所得税を主とし、そのうちに適用する現行租税は、特に「イタリア」の個

¹ 2016年2月15日まで、台湾が締結・発効した全面的所得税協定は合計29個であり、整理は、次の通りとする。

アジア	インド・インドネシア・イスラエル・マレーシア・シンガポール・タイ・ベトナム
ヨーロッパ	オーストリア・ベルギー・デンマーク・フランス・ドイツ・ハンガリー・イタリア・ルクセンブルク・マケドニア・オランダ・スロバキア・スウェーデン・スイス・イギリス
オセアニア	オーストラリア・キリバス・ニュージーランド
アフリカ	ガンビア・セネガル・南アフリカ・スワジランド
アメリカ	パラグアイ

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

人所得税・会社所得税・地方営業活動税、及び「台湾」の営業事業所得税・個人総合所得税及び所得税基本税額²を指す。

二、税金免除の主要措置

(一) 営業利潤（協定第7条）

一方領域の企業が相手方領域に(1)恒久的施設（Permanent Establishment）を設け、又は(2)その相手方の領域における恒久的施設を利用せず、営業に従事する場合、その営業利潤について、相手方領域は、それを免除しなければならない。当該企業は、その相手方領域の恒久的施設を利用し、営業に従事する場合、相手方領域は、当該企業の利益に対して課税することができる。但し、当該恒久的施設に帰属する利益に限る。

協定でいう「恒久的施設」とは、企業が全部又は一部の営業に従事する固定営業場所を指し、以下のタイプを含む。（協定第5条）

固定場所 タイプ	(1) 管理所 (2) 支機構 (3) 事務所 (4) 工場 (5) 職場 (6) 鉱山・採石場又はその他天然資源を採掘する場所
工事タイプ	継続期間が6ヶ月を超える建築工事現場・建設・据付又は設置工事、若しくは関係監督活動の場合。
サービスタイプ	企業がその従業員又はその他雇用された人員より、相談サービスを含めるサービスを提供し、相手方領域において当該性質の活動（それと同様又は関係のある計画案件）に従事する期間は、12ヶ月の期間中に続け、又は合計6ヶ月を超えた場合。
代理人タイプ	一方領域において相手方領域の企業を代表する者が当該一方領域内に、当該企業の名義で契約を締結する権利があるほか、当該権利を経常的使用している場合 ³ 。

²適用を約定した現行租税を除き、協定第2条第4項により、協定は、協定が実施した後に新設して課徴する、又は現行租税を代える、現行租税に同様又は類似な実質をもつすべての租税にも適用する。双方領域の主務機関は、その各自税法への重大改正に対し、相手方に通知しなければならない。

³ 但し、当該者が当該企業に対し、貨物又は商品の仕入れのみ行う場合は、この限りでない。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。